

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、タクシー運転手として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、タクシー営業運転中に、一旦停止を無視した他社のタクシーと衝突し（以下「本件事故」という。）、首に痛みが生じるとともに、不眠、イライラ感が生じたという。請求人は同月〇日、C病院に受診し、「頰椎捻挫、末梢神経障害性疼痛」と診断された。

その後、請求人によれば、本件事故による怪我の治療について、会社の事故担当者から、申請した有給休暇を認めてくれない、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）や労働者災害補償保険への請求手続を速やかに行ってくれないなどの嫌がらせを受け、精神障害を発病したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し、「うつ病、パニック障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害発病の有無及び発病時期について、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、請求人を診察した医師の所見及び請求人の自覚症状等を踏まえ、請求人は平成○年○月下旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する旨述べている。当審査会としても、請求人の症状の経過等から同医師の意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時

間労働」は認められない。

- (4) そこで、評価期間における「特別な出来事以外の出来事」についてみると、再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①請求人は、平成〇年〇月〇日、業務中の本件事故により「頸部捻挫等」の傷病を負い、同月〇日からC病院に受診し加療を始めた、②請求人は、本件事故の後、負傷した首の痛みが強く同月〇日に〇日間の有給休暇の取得申請をし、同年〇月〇日に職場復帰したところ、同月〇日に支給される給与の明細を見て有給休暇が承認されずにマイナス〇円となっていることにショックを受けた、③請求人は、有給休暇の取得申請をしたのに給料が減額されたことについてFに問いかけたところ、同人に「有給は認めん。給与補償もせん。自賠責保険の手続きもしない。」と怒鳴られたと主張している。

ア ①の主張についてみると、この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「(重度の) 病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」)に該当するものであるところ、請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、「痛み止めの薬と湿布をもらって、毎日のように通院してマッサージや首の牽引などのリハビリを受けていました。」と述べており、入院を必要とするような重い症状でないことが認められ、同年〇月〇日から職場復帰していることが確認できる。そうすると、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」にとどまるものと判断する。

イ ②の主張についてみると、一件記録を精査するも、請求人が行ったという有給休暇の申請書類の所在が不明であり、申請書が提出されたか否かの事実関係は明らかとはいえないが、請求人が賃金の減額によりショックを受けたことに鑑みると、当審査会としても、上記主張を認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に類推して評価することが適当と思料するも、客観的にみてトラブルがあったとはいえないものであり、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

ウ ③の主張についてみると、関係者の申述では請求人が主張するようなFとのやり取りは明らかになっていないが、同人の口調が強くなる時があるとの複数の申述があること等を踏まえると、請求人の問合せに際し、何らかのトラブルが生じていたものとみるのが相当である。そうすると、当審査会

としても、上記主張を認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめて評価するも、周囲から客観的に認識されるトラブルとは認められず、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

エ 請求人の時間外労働時間は、決定書理由に説示のとおりであるところ、勤務内容について、請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、「痛み止めと睡眠薬を飲みながらタクシー乗務員の仕事を続けました。痛みのため勤務時間の半分以上を休息や仮眠等に使うことになり、その分収入が減って、復帰後も生活が出来ませんでした。薬の副作用のためか意識が朦朧としながらの危険な状態で運転したことも有り、そのときは安全な場所で駐車をして休息を取っていました。」と述べている。同申述を踏まえると、請求人に恒常的な長時間労働があったとは認められない。

オ 以上を総合すると、請求人には業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が3つ認められるも、その心理的負荷の全体評価は「弱」であり、「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(5) 請求代理人は、平成〇年〇月〇日付け意見書等において、請求人及び請求代理人は、本件公開審理において、①発病時期は、平成〇年〇月下旬よりも遅く、早くとも平成〇年〇月末頃のことであること、②不眠症と身体の痛みによって、いつ交通事故を起こすかわからないような危険な状態での業務を強いられていたこと、③本件において、会社が有給休暇の取得手続きのみならず自賠責保険の請求手続きをしなかったことについても心理的負荷は大きいことを主張している。

しかし、①について、請求人も平成〇年〇月〇日付け聴取書において、「精神的に症状が重くなったのは、やはり、マイナスの給与明細書を見た後から、そのショックから精神的に落ち込むようになりました。(中略) 動悸、呼吸困難がするようになったのは、仕事に復帰した後の平成〇年〇月下旬頃から〇月上旬頃でした。」と述べており、当該主張を裏付ける新たな医学的意見の提出もないことから、当該主張は採用できない。また、②について、請求人は、上記聴取書によれば、痛みをかかえつつも、勤務を継続していたものであるところ、一件記録をみても会社が勤務を強要していた事実は認められないことから、当該主張は採用できない。③については、事故係の嫌がらせで自賠責保険の請求手

続きがなされなかった旨の主張であるが、同主張は本件疾病を発病した平成〇年〇月下旬より後の出来事であり、心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。